

観光産業の人材確保のための緊急広告業務委託に係る企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、観光産業の人材確保のための緊急広告業務委託に係る企画提案競技に関し、公正かつ適正な選考を実施するために必要な事項を定める。

2 審査委員会

委員長 (有田 恒雄)

委員 (上平 賢一)

(國村 利広)

(北薊 武彦)

事務局 (田爪 広志)

3 審査方法

(1) 書類審査及びプレゼンテーション審査

①提案書、見積書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

ア 審査委員が「審査基準書」により採点を行う。

イ 審査の得点が最も高い提案を選定する。ただし、同点若しくは得点差が僅差等の場合は審査委員会で協議を行い、審査委員長が最も優れた提案者を決定する。

②最低基準点

委員の合計点数が最低基準点である240点（満点100点×4人×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。

③提案者が1者の場合

委員の合計点数が最低基準点である240点以上になったとき、審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、その参加者を受託候補者として決定する。

観光産業の人材確保のための緊急広告業務委託に係る審査委員会設置要領

(設置)

第1条 観光産業の人材確保のための緊急広告業務委託に係る企画提案競技における提案内容の審査、選定等を行うため審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 提出された企画提案書について、別に定める審査基準に基づいた内容の審査及び最も優れた企画を提案した者の選定
- (2) その他委員会の目的を達成するための必要な事項

(委員会の決定等)

第3条 前条の委員会の業務に係る決定等は、委員長及び委員の合議による。

(組織)

第4条 委員会は、別表第1に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

ただし、やむを得ない理由により会議の開催ができない場合は、関係書類の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公表してはならない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合事務局において行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月17日から施行し、委員会の目的を達したときは、効力を失う。

別表第1（第4条関係）

委員長	有田 恒雄	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
委員	上平 賢一	宮崎県バス協会	専務理事
	國村 利広	宮崎県タクシー協会	専務理事
	北蘭 武彦	宮崎県商工観光労働部観光推進課	課長